昭和４９年分農業所得標準きまる

水　稲　１０ａ当り　９万９千４６５円

普通畑　１０ａ当り　３万５千２５６円

昭和４９年分農業所得標準は、２月１日県下一斉に発表されました。

月潟村に適用される標準は、次のとおりです。

1. 水　稲（１０ａ当り）

	収入内訳			必要経費								差引所得
	収量	単価	収入金額	公租公課	種苗	肥料	雇人費	農具費	償却費	その他	計	
災害地	347kg											
普通地	564	22,969	129,545	2,121	871	5,458	3,000	2,169	4,002	12,459	30,080	99,465

2. 普通畑（１０ａ当り）

	収入内訳			必要経費							差引所得
	収入	作割	収入金額	公租公課	種苗	肥料	農具費	償却費	その他	計	
馬令薯	1,173円	22.6%	9,437円	1,437	7,560	5,874	1,650	2,254	7,088	25,865	35,256
甘しょ	1,303	5.3	2,776								
雑穀	107	29.2	4,752								
野菜	1,608	81.0	44,156								
	計	138.1	61,121								

3. 特殊田畑

種類	単位	所得金額	摘要
青梨畑	成木１０ａ当り	104,200	
赤梨畑	〃	87,100	
桃畑	〃	120,000	
りんご畑	〃	62,000	
ぶどう畑	〃	105,000	
いちご	１０ａ当り	70,000	
球チューリップ	〃	47,200	裏作を含む
根アイリス	〃	22,800	〃
はす田	〃	81,000	

共同納税相談の実施

昭和四十九年分所得について（所得税、村県民税）の申告をしていただく時期がきました。

税務課では次の要領により所得税、村県民税の納税相談を実施いたしますので、左記会場へお出下さるようお知らせいたします。

一、申告期限

所得税、村県民税の申告は二月十七日から三月十五日までです。

二、村県民税の申告義務者

昭和五十年一月一日現在、月潟村に住所を有するもので左記に該当するもの

(1)昭和四十九年中に地代、家賃等の収入があって昭和四十九年分の所得税の確定申告をしない方。

(2)昭和四十九年中に営業、農業等の事業を営んでいる方で昭和四十九年分の所得税の確定申告をしない方

(3)給与所得者で昭和四十九年中に収入のあった給与所得以外の所得（地代、家賃、配当、外交員報酬等）について昭和四十九年分の確定申告をしない方。

(4)給与所得者で二ケ所以上からの給与（年末調整した前職分の給与を除く）所得があり昭和四十九年分の所得税の確定申告をしない方。

(5)昭和四十九年中に退職し、昭和五十年一月一日現在給与の支給を受けていない方。

(6)昭和四十九年中に所得税の源泉徴収を受けなかった賃金所得のある方（農業専従者で日雇所得のある方）

三、持参していただくもの

(1)印鑑

(2)生命保険領収書又は払込証明書

(3)損害保険の支払証明書

(4)小規模企業共済組合の支払証明書

(5)医療費控除を受けようとする方は、医師又は医療機関の受領書

―― 共同納税相談日程 ――

月日	時間	場所	区域及び対象者	月日	時間	場所	区域及び対象者
3月3日	午前9時～午後4時	月寿荘	東長島・釣寄新	3月9日	午前9時～午後0時	月寿荘	定められた期日に都合の出来ない方
〃4日	〃	〃	釣寄	〃10日	午前9時～午後4時	〃	上曲通
〃5日	〃	〃	木滑	〃11日	〃	〃	西萱場
〃6日	〃	〃	大別当	〃12日	〃	〃	月潟役場より上町
〃7日	〃	〃	所得税の通知された方	〃13日	〃	〃	月潟役場より下町
〃8日	午前9時～午後0時	〃	下曲通				

成人を祝う

一月十五日「成人の日」は、大人になった事を自覚し、自から生きぬこうとする青年を、全国民が祝い励ますために定められた意義深い日です。

月潟村では、月寿荘を会場として若者七十名を招き、成人式が行なわれた。式典には、村長職務代理者、村議会議長、社会教育委員長の各来賓から、未来を担う新成人に励ましと、御祝の言葉が贈られたあと、成人者を代表して、瀬下茂明君より、二十年間いつくしみ育てて頂いた父母に、又先生、先輩に、感謝し、今後法律的に社会の一員として責任ある行動を、又苦しい時には、今日の式典の励ましの言葉を思い出しながら、一歩一歩着実に前進していく事を誓い、第二の人生、社会に向かって若者達は巣立っていった。

家元気な豆柔道

一月十二日月潟中学校体育館で身も凍るほどの寒風の中に、柔道初練習を行った。足掛三年目を迎えた今日指導員をぐらりとさせる程の腕前になった子供達は、今元気に成長しております。

ここで子供達の感想を紹介してみよう。

○ぼくは柔道を習ってよかった。将来アントンヘーシングのような柔道世界一になりたい。

○同じ月潟村の生徒でありながら今まであまり東小学校の生徒と話はしなかったが、柔道を習いはじめてからは交わり出来てうれしいと思う。これからもみんなと仲良く練習をして行きます。

子供達の夢はさまざまありますが、この夢を大事にして、ひとりひとりの子供達の心身のふれあい（連帯感）を育てあげて行きたいと考えております。地域におかれましても御協力をおねがいいたします。

昭和五十年度特別職の報酬等答申さる

昭和五十年度の三役給与並びに村議会議員の報酬について、月潟村長職務代理者曽山一郎より諮問されたので、月潟村特別職報酬等審議会は、一月二十九日午後一時三十分より月寿荘で開催された。

審議の結果、次のように意見がまとまり、月潟村長職務代理者に対し答申した。

一、三役の給与

村長　月額　二五〇千円

助役　月額　二〇〇千円

収入役　月額　一八三千円

二、議会議員の報酬

議長　月額　五八千円

副議長　月額　五〇千円

議員　月額　四五千円

三、改正年月日

昭和五十年四月一日より

月潟村特別職報酬等審議会委員は次のとおりです。

農業団体　和平信平

商工団体　登石栄作

学識経験　渡辺　潤

部落代表　堀金一郎

労働団体　小林辰次

婦人団体　五十嵐タケ

会長　堀金一郎

読書感想文県コンクールに入選

県内小学校から四千五百点の応募の中から選ばれて、次の二名が入選しました。郡内四十二か校ある中で、分水小・竹野町小と東小の三校だけで、日ごろ読書に熱心な結果と思われます。

「北国の少年を読んで」

六年一組　斎藤恵美子

「サムライの子を読んで」

六年一組　深沢　慶子

～～～